

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業について

職場宣言情報公表制度の概要

1 目的・概要

人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等、働きやすさの指標となる項目を明示した都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図る。

2 対象事業所

高齢者、児童、障害者等各福祉分野の施設・事業所

3 実施体制

●新規/更新の申請受理及び宣言情報の公表並びに

申請に向けたサポート業務等

（公財）東京都福祉保健財団に委託して実施。

なお、宣言情報の登録・公表は、「東京都福祉人材情報バンクシステム（ふくむすび）」において行う。

●優良宣言事業所のサポート業務

事業所の採用サイトの作成について民間企業に委託して実施

4 令和6年度予算額

92,332千円

＜公表までの流れ＞

＜STEP 1＞

「働きやすい福祉の職場宣言」への申請を希望する事業所は、職場宣言の意義やガイドラインの項目、働きやすい職場づくりに向けた取組のポイントを説明するスタートアップセミナーを受講（動画の視聴による受講）。

＜STEP 2＞

ガイドラインを踏まえて、働きやすい職場づくりに取り組む事業所は、必要書類をシステム上で提出し「職場宣言」を申請。

＜STEP 3＞

書類審査及び現地確認を行い、正確性を確認した情報をシステムに登録し公表（有効期間3年）。公表情報は、求職者が「働きやすさ」の観点から職場を選択する際に参考となる労働条件・人材育成・福利厚生等の情報。ガイドラインの達成状況も公表。

※公表後は、事業所が、ふくむすびの事業者マイページから宣言情報の修正をすることができる（一部確認が必要な項目を除く）。

※宣言の有効期限は3年間のため、3年経過時に更新手続きが必要